

平成二十六年五月九日

青森県教育委員会第七百八十四回定例会

期日 平成二十六年五月九日（金）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 議案

議案第一号 平成二十六年青森県教科用図書選定審議会委員の人事について …………… 1

議案第二号 青森県立図書館協議会委員の人事について …………… 3

議案第三号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について …………… 4

三 その他

平成二十六年全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針について …………… 5

四 閉会

議案第一号

平成二十六年青森県教科用図書選定審議会委員の人事について

平成二十六年青森県教科用図書選定審議会委員の人事を次のとおり行う。

審議会委員の名簿は、教科書採択の公正確保のため、採択事務終了後（9月1日）に公表する予定です。

青森県教科用図書選定審議会委員に任命する

任期は平成二十六年五月十五日から平成二十六年八月三十一日までとする

平成二十六年五月九日

青森県教育委員会

議案第二号

青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

青森県立図書館協議会委員に任命する

任期は平成二十六年五月十三日から平成二十八年五月十二日までとする

平成二十六年五月九日

苦米地	手嶋	前田	小鳥	小川	田名辺	工藤	生島	天内	天々木	佐々木
庸子	久敦	敏子	孝之	千恵	真路	眞一郎	美和	純一	あさ子	

青森県教育委員会

議案第三号

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事を次のとおり行う。

美濃又	杉本	石橋	小田桐
治次	孝	弘	孝夫

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員に任命する

任期は平成二十六年五月十三日から平成二十八年五月十二日までとする

平成二十六年五月九日

青森県教育委員会

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する県教育委員会の方針について

平成26年5月9日
学校教育課

1 全国学力・学習状況調査の概要

(1) 調査の目的

- 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- 上記の取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

(2) 調査のこれまでの経緯

- 平成19年度…全国学力・学習状況調査（悉皆調査）を開始。

（「悉皆」とは、「全員」のこと）

- ・対象…小学校6学年全員、中学校3学年全員。
- ・調査教科…小学校（国語・算数）、中学校（国語・数学）の2教科

- 平成20、21年度…悉皆調査を継続。

- 平成22年度…抽出調査（「抽出」とは「一部の児童生徒を選定すること」）
青森県の抽出校数

- ・小学校…91校（県内全小学校345校（特支校含む）の約26%）
- ・中学校…86校（県内全中学校171校（特支校含む）の約50%）

- 平成23年度…東日本大震災の影響で、中止。

- 平成24年度…抽出調査（調査教科に「理科」を加えた）

青森県の抽出校数

- ・小学校…89校（県内全小学校324校（特支校含む）の約27%）
- ・中学校…102校（県内全中学校171校）（特支校含む）の約60%）

- 平成25年度…悉皆調査（調査教科が2教科に戻った）

青森県の参加校数

- ・小学校…312校（後日実施1校含む。県内全小学校の約100%）
※対象児童のない学校が3校あった。
- ・中学校…164校（後日実施6校含む。県内全中学校の約100%）

- 平成26年度…悉皆調査

青森県の参加校数

- ・小学校…305校（後日実施1校含む。県内全小学校の約100%）
※対象児童のない学校が4校あった。
- ・中学校…162校（後日実施2校含む。県内全中学校の約100%）
※対象生徒のない学校が1校あった。

(3) 調査への参加の仕方

- 文部科学省では、調査を実施する前（前年度）に、小・中学校を設置している全国の県及び市町村教育委員会に、参加・協力を要請し、各教育委員会の了解を得た上で調査を実施している。

(4) 調査結果の活用方法

○県教育委員会

：県全体の結果を集計、分析することを通して、本県の児童生徒の学力面での現状と課題を明らかにし、学力向上のための対策を以下の報告書にまとめ、各市町村教育委員会及び県内すべての小・中学校に配布し、指導の改善を図っている。

『平成24年度全国学力・学習状況調査本県の結果と今後の対策』（報告書）

『平成25年度全国学力・学習状況調査本県の結果と今後の対策』（報告書）

など

○市町村教育委員会

：各学校の調査結果をもとに、学力面における現状と課題を明らかにし、学校訪問等で指導法等について指導助言をしている。

○各小・中学校

：自校の調査結果を詳細に分析し、授業改善に努めている。

また、個々の児童生徒に調査結果の個人票を配布し、個人面談や三者面談において、学習方法や家庭での生活習慣の改善等の具体的な指導を行っている。

○保護者への情報提供

：個々の児童生徒に配布される個人票によって、自分の子どもの調査結果を知ることができる。

2 調査結果の公表について

(1) これまでの取扱い（平成19年度（調査開始）～平成25年度）

- ・文部科学省は、各都道府県の調査結果のみを公表してきた。
- ・文部科学省は、県教育委員会が、市町村や学校の調査結果を公表することを禁じてきた。

（調査結果の公表を禁じた理由）

- ・この調査で測定される学力は、一部分であること。
- ・点数によって、市町村や学校の序列化が行われる可能性があること。
- ・市町村や学校間で行き過ぎた競争が起こる可能性があること。
- ・小規模の学校の場合は、それぞれの児童生徒が特定される可能性があること。

(2) 平成26年度実施要領（平成25年11月29日文部科学省通知）

文部科学省は、県教育委員会が、各市町村教育委員会の同意を得た場合は、同意した市町村や学校の調査結果（各教科の点数）を公表することを可能とした。

(文部科学省では、調査結果を県教育委員会が公表する場合は、以下の事項に留意しなければならないとしている)

- ・調査で測定できるのは学力の一部であることや、学校における教育活動の一側面であることを踏まえる。
- ・市町村間や学校間の序列化や過度な競争が生じないようにする。
- ・単に教科の点数だけの公表ではなく、結果の詳細な分析を行い、どのような改善をするのか等を併せて公表する。
- ・教科の点数を、市町村ごとや学校ごとの一覧表にすることは禁止する。
- ・教科の点数を、市町村や学校の順位を付けて公表することは禁止する。

3 県教育委員会の対応

(1) 懸念事項

- 市町村や学校の序列化や過度の競争が起こる可能性がある。
- 小規模校では、児童生徒が特定される可能性がある。
- 児童生徒にストレス等の心的負担が増加する可能性がある。
- 公表する市町村の数が少ない場合、県教育委員会として公表する意義が失われる可能性がある。

(2) 市町村教育委員会の意向

現時点(4/24現在)で、調査結果を公表することに同意すると回答したのが2市町村。

〈県教育委員会が市町村の結果を公表することについて、意向を調査した結果〉	
・ 同意しない	30市町村
・ 同意する	2市町村
・ 検討中	8市町村
(4/24現在)	

以上を踏まえ、結果の公表は行わない。

